

台風6号の災害により災害救助法が適用された地域の 保険契約に関する特別処置について

台風6号の被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。
台風6号による災害につきましては、下記地域に災害救助法が適用されました。適用地域にお住まいのご契約者の皆様には「継続契約の締結手続きの猶予（ 1 ）」および「保険料の支払いの猶予（ 2 ）」の特別措置を実施させていただきます。これらの措置の適用をご希望の方は、最寄りの弊社営業課支社、代理店にお問い合わせください。適用期間に制限がありますので、ご注意ください。

適用地域：岐阜県大垣市及び岩手県東山町

- （ 1 ）災害救助法の適用日から2週間
- （ 2 ）災害救助法の適用日から2ヶ月間